

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の实情に即した輸送サービスの実現に関し必要な協議を行うため、武蔵村山市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (2) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1号に定める交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 利用者の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部交通企画・モノレール推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年村山町条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)